

アレルギー疾患対策基本法案（衆第二三号）（衆議院提出）要旨

本法律案は、アレルギー疾患が国民生活に多大な影響を及ぼしている現状及びアレルギー疾患が生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって発生し、かつ、重症化することに鑑み、アレルギー疾患対策を総合的に推進するため、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者及び学校等の設置者又は管理者の責務を明らかにし、並びにアレルギー疾患対策の推進に関する指針の策定等について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この法律において「アレルギー疾患」とは、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーその他アレルギーに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身的反応に係る疾患であつて政令で定めるものをいう。

二 アレルギー疾患対策は、アレルギー疾患対策に関する施策の総合的な実施により生活環境の改善を図ること、アレルギー疾患を有する者が、その居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切なア

アレルギー疾患に係る医療を受けることができるようにすること等を基本理念として行わなければならない。

三 国は、二の基本理念にのっとり、アレルギー疾患対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

四 地方公共団体は、二の基本理念にのっとり、アレルギー疾患対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

五 政府は、アレルギー疾患対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならない。

六 厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策基本指針を策定しなければならない。

七 都道府県は、当該都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定することができる。

八 国は、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減、アレルギー疾患医療の均てん化の促進等、アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上、研究の推進等のために必要な施策等を講ずるものとする。

九 厚生労働省に、アレルギー疾患対策推進協議会を置く。

十 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日か

ら施行する。